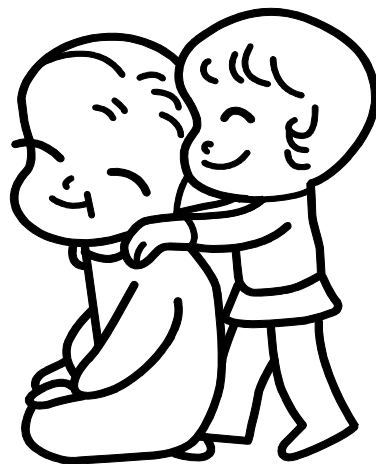


入所サービスをご利用の方へ

ご利用料金ご案内

(令和8年6月1日改定)



介護老人保健施設シルバーケアセンター

1. ご利用日数に応じてかかる費用(施設サービス費・食費・居住費・日常生活費・特別室料)

施設サービス費 (介護保険負担割合証が1割の場合)	在宅復帰状況		基本型	在宅強化型	過去半年間に利用された方の在宅復帰状況等によって基本料金が異なります。 要介護度および個室・多床室の利用により料金が異なります。 また、当施設の体制・状況に応じて以下の料金が加算されます。 『在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ』…51円/1日 『サービス提供体制強化加算』…22円/1日 『夜勤職員配置加算』…24円/1日
	〈多床室〉をご利用の方	要介護度	1日		
	〈多床室〉をご利用の方	要介護度 1	1日	793円	871円
		要介護度 2	1日	843円	947円
		要介護度 3	1日	908円	1014円
		要介護度 4	1日	961円	1072円
		要介護度 5	1日	1012円	1125円
	〈個室〉をご利用の方	要介護度 1	1日	717円	788円
		要介護度 2	1日	763円	863円
		要介護度 3	1日	828円	928円
		要介護度 4	1日	883円	985円
		要介護度 5	1日	932円	1040円
食費			1日	1900円	食材料費及び調理費相当の金額です。
居住費	〈多床室〉をご利用の方		1日	607円	光熱水費相当の金額です。
	〈個室〉をご利用の方		1日	1728円	
日常生活費			1日	600円	石鹸・シャンプー類、ペーパー類、日用衛生材料、諸材料、行事費、その他が含まれます。

特別療養環境室料 (税込)	個室A	1日	1650円	外泊の際にも室料は算定されますのでご了承ください。
	個室B	1日	1650円	
	特別室	1日	3300円	
	2人室(1人毎)	1日	550円	

*4人室の場合は室料なし

※所得の低い方の負担額について

世帯年収が一定額以下の方は、食費と居住費が以下の金額に軽減される措置があります。
この場合、お住まいの市区町村へ申請を行い、以下の3段階のいずれかの認定を受ける必要があります。

- 第1段階…生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税であって、高齢福祉年金受給者の方。
食費…1日 300円 多床室の居住費…1日 0円 個室の居住費…1日 550円
- 第2段階…市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
食費…1日 390円 多床室の居住費…1日 430円 個室の居住費…1日 550円
- 第3段階①…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円超120万円以下の方など)。
食費…1日 650円 多床室の居住費…1日 430円 個室の居住費…1日 1370円
- 第3段階②…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が120万円超の方など)。
食費…1日 1360円 多床室の居住費…1日 430円 個室の居住費…1日 1370円

2. 入所者様の状況に応じてかかる費用(介護保険負担割合証が1割の場合)

安全対策体制加算	1回	20円	施設内に安全対策部門を設置し、外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回に限り算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月	10円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合に算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1月	10円	当施設が協力医療機関との間で感染症の発生時の対応を取り決め、感染症の発生時に協力医療機関と連携し適切に対応しており、指定された医療機関が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加している場合に算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月	5円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定されます。
協力医療機関連携加算	1月	100円	協力医療機関との間で、入所者様の現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月	60円	入所者様全員のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報、疾病の状況、薬剤情報を国へ提出してフィードバックを受け、ケアプランや計画への反映、ケアの質の向上の取り組みをしている場合に算定されます。
初期加算Ⅰ	1日	60円	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、新規で入所された方に対し退院日より30日間に限って、1日につき算定されます。
初期加算Ⅱ	1日	30円	新規で入所された方に対し入所後30日間に限って、1日につき算定されます。初期加算Ⅰを算定している日は算定しません。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	1回	480円	入所前30日以内又は入所後7日以内にご自宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた支援計画の策定を行った場合に算定されます。
リハビリマネジメント計画書情報加算Ⅱ	1月	33円	医師・理学療法士や作業療法士・その他の職種が共同してリハビリテーション計画を作成し、入所者様の変化に応じて評価・計画の見直しをし、入所者様またはご家族に説明をし、継続的にリハビリの質を管理している場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日	258円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に、個別訓練を行った日に限り算定されます。また入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を国へ提出している場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日	200円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に、個別訓練を行った日に限り算定されます。短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰを算定している場合には算定されません。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	1日	240円	認知症と医師が判断した方に対して居宅等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に、個別訓練を行った日に限り算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1日	120円	認知症と医師が判断した方に対して、入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に、個別訓練を行った日に限り算定されます。認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰを算定している場合には算定されません。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月	3円	褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を行い、少なくとも3ヶ月に1回ケア計画を見直している場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月	13円	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、且つ、入所時等の評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされたが褥瘡の発生のない場合、または入所時に褥瘡があつて治癒した場合に算定されます。
排せつ支援加算Ⅰ	1月	10円	排せつ支援計画に基づき排せつ支援を実施し、少なくとも3ヶ月に1回支援計画を見直している場合に算定されます。
排せつ支援加算Ⅱ	1月	15円	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時より排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善すると共にいずれにも悪化が無い場合、またはおむつを使用していたが使用しなくなった場合、または尿道カテーテルが抜去された場合に算定されます。
排せつ支援加算Ⅲ	1月	20円	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時より排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善すると共にいずれにも悪化が無い場合、または尿道カテーテルが抜去された場合であつて、且つ、おむつを使用していたが使用しなくなった場合に算定されます。
自立支援促進加算	1月	300円	医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援計画を策定しそれに従ったケアを実施し、3ヶ月に1回見直している場合に算定されます。
経口移行加算	1日	28円	経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合に180日を限度として算定されます。
経口維持加算Ⅰ	1月	400円	経口による食事摂取をしているが、著しい摂食障害を有し誤嚥が認められる方について、医師の指示により、経口摂取維持を進めるための特別な管理を行う場合に算定されます。
経口維持加算Ⅱ	1月	100円	経口維持加算Ⅰの要件を満たし、専門医(医師、歯科医師)、歯科衛生士又は言語聴覚士の介入がなされた場合に経口維持加算Ⅰに加えて算定されます。

口腔衛生管理加算Ⅱ	1月	110円	歯科衛生士により口腔衛生等の管理を月2回以上行われ、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を国へ提出している場合に算定されます。
再入所時栄養連携加算	1回	200円	当施設入所者様が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成し当施設へ再入所した際に1回に限り算定されます。
療養食加算	1食	6円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定されます。糖尿食、腎臓食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食などが該当します。
外泊時費用	1日	362円	外泊された場合は要介護度の程度にかかわらず、サービス費がかからずに1日につき362円が算定されます。外泊の初日と施設に戻られた日は外泊扱いとはなりません。なお、外泊の際にも居住費の料金は算定されますのでご了承ください。
ターミナルケア加算	1日	右に記載	一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態であると医師によって判断された方に対し、ターミナルケアに関する計画が作成され、入所者の意思を尊重し、状態や希望に応じたターミナルケアが医師、生活相談員、看護職員などの職員によって行われた場合に加算されます。死亡日以前31日以上45日以下は1日72円、死亡日以前4日以上30日以下は160円、死亡日以前2日又は3日は910円、死亡日は1900円が算定されます。
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1月	120円	認知症ケアについて、個別にカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行うと算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	1回	140円	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、かかりつけ医に対し状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを説明、合意を得、内服薬の総合定期な評価、調整を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供をした場合に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	1回	70円	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、内服薬の総合定期な評価、調整を行い、療養上の指導を行った場合に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	1回	240円	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイまたはロの要件を満たし、服薬情報等を国へ提出している場合に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	1回	100円	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱの要件を満たし、内服薬の種類を1種類以上減少された場合に算定されます。
所定疾患施設療養費Ⅱ	1日	480円	感染症対策に関する研修を受講している医師が、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する方に対し、投薬、検査、注射、処置等の治療を施設にて行った場合に、1月に1回、連続する10日を限度に算定されます。
緊急時施設療養費	1日	518円	容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に1月に3日を限度として算定されます。
特定治療費		所定の額	その他厚生労働省令で定められた特定の治療を行った場合は、所定の額の1割をご負担いただきます。
新興感染症等施設療養費	1日	240円	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合に、1月に1回、連続する10日を限度に算定されます。

3. ご自宅等へ退所する際に(必要に応じて)かかる費用(介護保険負担割合証が1割の場合)

入退所前連携加算Ⅰ	1回	600円	入所前後30日以内に、退所後利用予定の居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、また、退所前に必要な情報を提供し居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの調整を行った場合に算定されます。
入退所前連携加算Ⅱ	1回	400円	入所者様の自宅等への退所に先立って、居宅介護支援事業所に対して、文書により利用者様の療養に必要な情報を提供し、また居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービスの調整を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	1回	500円	入所者様が自宅等へ退所される際、主治医に対し入所者様の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅱ	1回	250円	入所者様が病院等へ退所される際、当該医療機関に対し文書により利用者様の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定されます。
退所時栄養情報連携加算	1回	70円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方又は低栄養状態にあると医師が判断した方が退所される際に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定されます。
訪問看護指示加算	1回	300円	退所後に訪問看護が必要と認められ、指定訪問看護ステーションに対し、指示書を交付した場合に算定されます。

4. その他の費用

介護職員等処遇改善加算Ⅲ	請求総単位数×6.9%		介護人材の確保や処遇の改善を図る目的で創設された加算で、キャリアパス要件、職場環境等要件を満たした施設に対し、請求総単位数に算定されます。加算の全てが介護職員等の処遇の改善のために利用されます。
私物洗濯代	通常時	1ネットにつき 880円	当施設に私物の洗濯を依頼された場合の料金です。通常、入浴時に本人専用ネットに入れて専門業者に依頼します。水洗い、タンブル乾燥となります。不潔な物品については汚物処理機で予洗いをしてから依頼します。タンブラー乾燥機使用不可のものを持ち込みはご遠慮ください(縮む恐れがあります)。臨時的に当施設で行った場合は左記下段の料金となります。
	臨時	仕上げ重量0.1kg毎に 50円	
入浴用タオルリース代	1日	66円	入浴時に使用するバスタオル、フェイスタオルについて、専門業者からリースしたものを使用する場合の料金です。
理美容費	所定の額		内容により料金が異なります。詳細については施設内の掲示をご覧ください。ご希望の場合はご予約が必要です。

5. 記載されていない料金について

- ・診断書、証明書等の費用は旭中央病院の規程に準じた金額が算定されます。
- ・簡単な消耗品の補給、食品の追加等は時価でご負担いただく場合があります。

1ヶ月(30日間)のご負担料金計算例(介護保険負担割合証が1割の場合)

右記の条件で計算した場合→要介護3・多床室を利用・洗濯代は含まず・入所後3ヶ月以内で短期集中リハビリを週5回、認知症短期集中リハビリを週3回実施した場合)

サービス費(在宅強化型、体制加算等を含む)	1, 111円×30日=	33, 330円
全入所者様月1回算定の5加算★	185円× 1回=	185円
短期集中リハビリテーション実施加算	258円×20回=	5, 160円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円×12回=	2, 880円
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	41, 555円×6.9%=	2, 867円
食費	1, 900円×30日=	57, 000円
居住費	607円×30日=	18, 210円
日常生活費	600円×30日=	18, 000円
合計		137, 632円

※左記は計算例です。
要介護度、個別リハビリテーションの実施などによる加算の算定状況、外泊日数、個室の利用、私物洗濯代などにより、ご負担料金は入所者様ごとに異なりますのでご注意ください。

- ★ 生産性向上推進体制加算
 - 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ
 - 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ
 - 協力医療機関連携加算
 - 科学的介護推進体制加算Ⅱ